

○大府市制55周年記念事業推進委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市制55周年を、これまで積み上げてきた「健康都市おおぶ」と、本市の新たな特徴である「音楽のまち・バイオリンの里おおぶ」が融合し、更に魅力と活力あふれるまちへと飛躍する節目の年と位置付け、市民との協働による市制55周年記念事業を推進するため予算の範囲内で交付する大府市制55周年記念事業推進委員会交付金(以下「交付金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、市制55周年記念事業推進委員会とする。

(対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、市制55周年記念事業推進委員会が実施する記念事業とする。

(対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、対象事業に係る経費で、別表に掲げるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額の範囲内で市長が定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

交付対象経費		内容
報償費		事業に係る出演者等への謝礼等
旅費		鉄道運賃、車賃、航空運賃、宿泊費、日当等
需用費	消耗品費	物品購入費(当該事業のみで使用されることが確認できるもの)
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費
使用料及び賃借料		会場、付属設備、楽器、楽譜、衣装、機器、自動車、有料道路、駐車場、著作権等の使用料又は借上料
その他		その他市長が必要と認める経費